

＜いただいた主なご質問とそれに対する回答＞

Q 長年、東側だけ建築制限がかかり、西側は大きな建物が建つという不公平を感じていたが、やっとこの問題が解決するので嬉しい。もっと早くできなかった理由は何か。

A 長期間に渡って、建築制限をかけていることは認識していますが、都はこれまでも、概ね10年ごとに策定している事業化計画を策定し、優先的に整備する路線を選定する一方で、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜、計画の見直しを行ってきました。

補助第110号線の当該区間については、令和元年11月に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、「計画の変更（現道合わせ）」に選定し、公表しています。

引き続き、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」との基本的な考えに基づき、速やかな手続きを行ってまいりますので、皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

Q 今後のスケジュールを教えてください

A 説明会等でいただいたご意見を参考に、今後、都市計画案を作成し、都市計画案の公告・縦覧を行います。

この公告・縦覧を行っている間、都市計画法の規定に基づき、住民の皆様や関係人の皆様は意見書の提出を行うことが出来ます。

その後、都市計画審議会において審議され、その議を経て、都市計画決定となります。

今年度中を目途に告示できるよう、都市計画の手続きを進めていきたいと考えています。

Q 当該区間においても無電柱化してほしい

A 令和3年6月に改定された「東京都無電柱化計画（改定）」において、今回の都市計画変更区間は、計画に位置付けられていません。

ご要望があったことは、所管の部署にお伝えします。

Q 当日資料を事前配布して欲しい

- A パンフレットについては、5月21日（土）以降、一定期間東京都都市整備局のホームページに掲載します。
事前配布のご要望については、今後の参考にさせていただきます。

Q 横断歩道橋の在り方については、地元でも様々な意見があるが、
継続して検討して欲しい

- A 横断歩道橋は、学校の通学路になっている場合等、廃止の是非を検討するに当たって考慮すべきことが多々あります。まずは、地域全体の声として議論していただいたうえで検討していくこととなります。

Q 都市計画道路の変更によって利害が発生する方への説明会開催案内が不十分

- A 説明会の開催については、江東区報（こうとう区報）5月11日号にて広く周知しているほか、道路沿道及び都市計画が変更となる範囲にお住まいの皆様にポスティングによりチラシを配布しています。
また、道路沿道に土地や建物をお持ちで、現地にお住まいでない方には、チラシとパンフレットを郵送しています。

Q 計画の変更が今なのはなぜか

（20年前でも50年前でも良かった判断を今している。今まで、計画を変更する必要性がなかったものを何故、今変更（中止）するのか）

- A 都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定しており、鋭意その整備に取り組んでいるものの、その事業量は多く、整備に時間を要します。都はこれまでも、概ね10年ごとに四次にわたる事業化計画を策定し、都市計画道路の必要性の検証を行い、計画的かつ効率的な都市計画道路の整備に努めるとともに、適宜、計画の見直しを行ってきました。しかし、東京を取り巻く社会経済情勢や道路に対するニーズは、日々変化し、そして多様化しています。このため、都市計画道路の検証を不断に行っていく必要があります。
こうしたことから、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」との基本的な考えに基づき、東京都と特別区及び2

6市2町は協働で、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路を対象とし、都市計画道路の在り方について調査検討を行い、令和元年11月に「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定しました。本基本方針に基づき、今回、都市計画変更素案を取りまとめました。

Q 現行の都市計画どおりに道路を整備すべき

(車道部は、送迎バスなど駐停車車両も多く、自転車通行にも支障となっている。歩道部も歩行者や自転車が多く、計画幅員どおりの歩道を整備すべきである)

A 令和元年11月に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、第四次事業化計画の将来都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認された路線のうち、優先整備路線等として選定しなかった未着手の都市計画道路を対象とし、検証を行いました。

都市計画道路（事業中または優先整備路線等を除く。）のうち、概成道路となっている区間を対象とし、都市計画道路に求められる機能に着目し、道路構造条例等における現道幅員や道路構造条例以外の地域の実情による評価を行いました。これらを踏まえ、概成道路の検証を行ったところ、補助第110号線の当該区間については、歩道部と車道部を合わせた現道の総幅員が評価幅員以上で、歩道部及び車道部のそれぞれの現道幅員が評価幅員以上であることを満たしていることから、「計画の変更（現道合わせ）」とする区間としました。